

風俗営業許可申請のご案内

- 1 許可申請の窓口
営業所所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
- 2 許可を受けられない場合（欠格事由）
 - (1) 人的欠格事由に該当（別紙参照）
 - (2) 営業所が風俗営業の制限地域内
 - (3) 営業所の構造及び設備に関する技術上の基準を満たさない
- 3 手数料
沖縄県収入証紙にて 24,000 円（銀行等でご購入ください。）
- 4 必要な書類
 - (1) 個人営業
 - ① 許可申請書（別記様式第 1 号）
 - ② 営業の方法（別記様式第 2 号）
 - ③ 営業の使用権原を疎明する書類
登記簿謄本、賃貸借契約書の写し、賃貸人の使用承諾書など
 - ④ 営業所の平面図、求積図、照明・音響設備図、椅子等の立面図及び
営業所の周囲の略図
 - ⑤ 住民票の写し（本籍又は国籍記載、個人番号省略）
 - ⑥ 誓約書（個人用）
 - ⑦ 身分証明書（本籍地の自治体で発行する準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者に該当しないことの証明書）
 - ⑧ 管理者の誓約書（2 種類）
 - ⑨ 管理者の⑤と⑦の書類（申請者と同一である場合は不要）
 - ⑩ 管理者の顔写真 2 枚（縦 3 cm、横 2.4 cm）
 - (2) 法人営業
 - ① (1)の①～④の書類
 - ② 定款及び登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ③ 誓約書（法人用）
 - ④ 役員全員（監査役含む）の(1)の⑤、⑥、⑦の書類（役員用の誓約書は連名可）
 - ⑤ 密接な関係を有する法人の書類（申請者が法人の場合、親会社等の法令で定められた密接な関係を有する法人について記載する。）

- ⑥ 株主名簿の写し（申請者が株式会社の場合、「会社法」で定められた株主名簿の写し）
- ⑦ 管理者の(1)の⑤、⑦、⑧の書類（役員と同一の場合は⑧の管理者用誓約書のみ。）
- ⑧ 管理者の顔写真2枚（縦3cm、横2.4cm）

5 審査に必要な書類

- (1) 営業所の用途地域を証明する文書（市町村役場等で発行しています。）
- (2) 飲食店営業許可が必要な営業を行う場合は、保健所の許可証の写し
- (3) 社交飲食店営業等の場合はメニュー表（料金が表示されているもの）

6 その他

申請内容等について、相談等がありましたら、営業所を管轄する警察署に申請の前に相談をお願いします。

7 申請についての関係法令等

- (1) 申請書類
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付資料等に関する内閣府令
- (2) 風俗営業の制限地域
沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則
- (3) 欠格事由関係
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準